



三重県公報

令和8年10月20日（火）

第 764 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

告 示

- | | | | |
|-----|---------------------------------|---------------|---|
| 634 | 保安林の指定施業要件の変更に係る通知 | (治 山 林 道 課) | 2 |
| 635 | 中京都市圏総合都市交通体系調査の物資流動調査（事前調査）の実施 | (都 市 政 策 課) | 2 |

公 告

- | | | |
|---------------|---------------|---|
| 土地改良区役員の就任の届出 | (農 地 調 整 課) | 3 |
| 土地改良区の定款変更の認可 | (同) | 3 |
| 公共測量を実施する旨の通知 | (公 共 用 地 課) | 3 |
| 同件 | (同) | 3 |
| 同件 | (同) | 4 |
| 同件 | (同) | 4 |

告 示

三重県告示第 634 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を熊野市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 10 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 通知することができない者の氏名

西 恒次

2 通知の要旨

（1） 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市飛鳥町小又字瀧下 678

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 635 号

中京都市圏総合都市交通体系調査の物資流動調査（事前調査）を次のとおり実施します。

令和 8 年 10 月 20 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 調査の目的

令和 9 年度に予定している第 6 回中京都市圏物資流動調査（本調査）の回収率などを事前に想定するため、本調査と同様の手法である、オンライン方式を前提とし、郵送調査と併用した中京都市圏物資流動調査（事前調査）を実施することで、各地域・各業種での回収率及び回答の状況を確認し、本調査を効果的に実施する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象の範囲

（1） 地域的範囲

三重県全域

（2） 属性的範囲

日本標準産業分類における「製造業」、「運輸業、郵便業」（道路貨物運送業、航空運輸業、倉庫業及び郵便業（信書便事業を含む）に限る。）、「卸売業、小売業」、「学术研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」又は「サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業所

3 報告者の選定方法

事業所母集団データベース令和 6 年次フレームを母集団情報として用い、調査対象の範囲に所在する事業所から無作為抽出により選定する。

4 報告事項及びその基準となる期日

（1） 報告を求める事項

事業所の情報（事業所名、所在地、事業従事者数等）、物資活動の情報（搬出（搬入）の有無、代表的な品目、在庫量等）、物流施設の発生集中量の情報（利用輸送手段別搬出・搬入台数、重量、時刻指定されている物資の有無等）、搬出（搬入）の情報（搬出先・搬入元の住所、業種、輸送する物資の品目、重量、輸送手段等）、事業所を経由しない物資輸送の情報（積み込み地点・降ろした地点の住所、業種、輸送する物資の品目、重量、輸送手段等）、事業所立地場所の評価、物流拠点の利用状況、高速道路の利用状況、事業所移転意向、必要となる行政施策、2024年問題の影響、物流効率化のための取組み、災害時の物資輸送の対応状況等

(2) 基準となる期日

調査票記入日現在（調査実施期間中の任意の1日）

5 報告を求めるために用いる方法

郵送調査及びオンライン調査

6 報告を求める期間

令和8年10月29日（木）から同年12月26日（土）まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和8年10月20日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

宮川用水土地改良区（伊勢市河崎1丁目11番8号）

就任理事

度会郡玉城町岡村162番地

川 井 孝

多気郡大台町新田535番地1

積 木 一 博

度会郡玉城町勝田2816番地3

中 川 泰 成

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、宮川用水土地改良区（伊勢市河崎1丁目11番8号）の定款の変更を認可しました。

令和8年10月20日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所長から通知がありました。

令和8年10月20日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（水準測量）

2 作業期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

3 作業地域

桑名市の一部及び桑名郡木曽岬町の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和8年10月20日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

- 2 作業期間
令和8年9月1日から令和9年1月18日まで
- 3 作業地域
桑名市多度町戸津及び同市多度町香取

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和8年10月20日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び路線測量）
- 2 作業期間
令和8年9月30日から同年12月14日まで
- 3 作業地域
いなべ市北勢町川原及び同市北勢町田辺

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、松阪市長から通知がありました。

令和8年10月20日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び水準点測量）
- 2 作業期間
令和8年9月28日から令和9年3月10日まで
- 3 作業地域
松阪市中万町

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
